

医療機関への各種調査・指導・監督

項目	実施機関	頻度	内容
税務調査	税務署	5年から10年に一度	申告内容が適正であるかの調査 診療収入確認のためのカルテ確認
臨検監督	労働基準監督署	定期、申告、災害発生時	労働基準関係法令違反がないかの調査 ・名ばかり管理職・賃金不払い残業 ・長時間労働の有無・パート労働法遵守
立入検査・新規	保健所	開業時	・1ヶ月線室・消火設備・廃棄物 ・医療安勢管理体制及び記録の保存
立入検査	保健所	数年に一度	同上
集団指導	厚生局	スポット	・保険診療の取扱 ・診療報酬請求事務 ・診療報酬改定の内容 ・過去の指導事例
集团的個別指導	厚生局	選定時 レセプトの高点医療機関	・講習による集団指導 ・面談による個別指導
個別指導	厚生局	選定時 ・保険者等からの情報提供 ・再指導、経過観察未改善、高点継続等	・指導対象レセプトの内容確認・指導 ・面接懇談方式
新規個別指導	厚生局	開業後6か月から12か月	・指導対象レセプトの内容確認・指導

安心歯科経営セミナー（毎月日曜午後開催）にて歯科新規指導・個別保険請求についての個別相談を実施しております。

参加ご希望の場合には事前申込をお願い申し上げます。

医療会計ノートをご送付いたします

平成29年分の医療会計ノート（12冊）を9月末を目途にご送付いたします。

また、平成29年卓上カレンダーと橋本会計オリジナルトートバックを同梱いたしますので、ご活用下さい。

歯科診療所への個別指導における指摘事項

平成28年7月関東信越厚生局資料より抜粋

項目	主な指摘事項
1. 診療録等	①カルテの第1面の記載事項（主訴、傷病名、歯式、口腔内所見等） ②複数担当医師の場合の著名・記名 ③電子カルテの場合の著名・記名 ③自費診療への移行した旨の記載
2. 基本診察料	再診相当の初診料算定
3. 特掲診察料	(1) 医学管理等 歯科疾患管理庁のカルテ記載が画一的 (2) 在宅医療 歯科訪問診療を行った場合の開始時刻、終了時刻の適切管理及びカルテへの記載 (3) 検査 歯周基本検査における算定要件不十分 (4) 画像診断 カルテへの所見記載の充実 (5) 投薬等 カルテへの投薬の服用方法未記載 (6) 歯周治療 歯周基本治療と併行した歯科修復、欠損補綴 (7) リハビリテーション 有床義歯の場合に、調整方法、調整部位、指導内容のカルテ未記載 (8) 処置等 機密な根管充填の確認のない加圧根管充填加算 (9) 手術 手術内容の記載不十分 (10) 麻酔 使用薬剤、使用量未記載 (11) 歯冠修復及び欠損補綴 歯科技工指示書に使用材料、発行年月日の未記載
4. 保険外診療	自費カルテの作成
5. 事務的事項	一部負担金について徴収すべき者から徴収していない

第4回ボーリング大会の締切迫る！

第4回ボーリング大会のスコア提出期限が9月末までとなっております。今年も個人賞、団体賞の賞品を多数準備しておりますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

独自ハンデによるスコア集計後、11月に個人賞、団体賞の発表を予定しております。